

関税割当制度に関する政令の一部を改正する政令案要綱

1. 関税割当制度が適用されている物品20品目のうち、半年ごとに関税割当
ての数量を定めている4品目について、平成24年度下期における数量をそ
れぞれ次のとおり定めることとする。(別表関係)

- | | | | |
|-----|--|---|-------------|
| (1) | 乾燥した豆（ひよこ豆、緑豆及び
ひら豆以外のもの） | 70,000トン | |
| (2) | とうも
ろこし | コーンスターチの
製造に使用するもの | 2,095,600トン |
| | | コーンフレーク、
エチルアルコール
又は蒸留酒の製造
に使用するもの | 55,400トン |
| | | その他のもの（単体
飼料用のもので粉砕
その他の加工をして
ないもの以外のもの） | 57,400トン |
| (3) | 麦 芽 | 253,600トン | |
| (4) | でん粉及びイヌリン並びに
でん粉等の調製食料品のうち
でん粉が最大の重量を占めるもの | 83,500トン | |

2. この政令は、平成24年10月1日から施行することとする。